

第3次千歳市子どもの読書活動推進計画

ちとせっ子 読書プラン



令和3年度～令和12年度

千歳市教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯・目的	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2章 第2次計画の成果と課題	3
(1) 推進方向1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3
(2) 推進方向2 学校における子どもの読書活動の推進	4
(3) 推進方向3 市立図書館における子どもの読書活動の推進	4
第3章 第3次千歳市子どもの読書活動推進計画の全体像	5
1 計画の全体構想	5
2 計画の推進体系	6
(1) 推進方向1 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進	7
(2) 推進方向2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	11
資料	14
子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）	14
千歳市子どもの読書活動推進計画策定会議設置要綱	16
千歳市子どもの読書活動推進計画策定会議委員名簿	17
千歳市子どもの読書活動推進計画策定経過	17

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(エスディージーズ)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで合意された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」です。

本計画では、連携している取組の推進方向にSDGsのアイコンを付しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯・目的

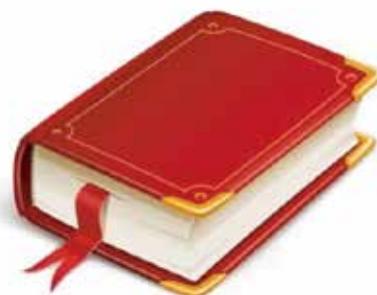
本市では、平成17年11月に「読書活動の推進」「読書活動の整備・充実」「読書活動の普及」を施策の柱として「千歳市子どもの読書活動推進計画（計画期間：平成17年度から平成25年度）」を、また、平成26年3月に「子どもたちが、あらゆる機会と場所において自主的な読書活動ができるよう、読書環境の充実を図ること」を基本目標とした「千歳市子どもの読書活動推進計画（第2次）（以下「第2次計画」という。）」

（計画期間：平成26年度から令和2年度）を策定し、子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむことができる環境が充実するよう取り組んできました。

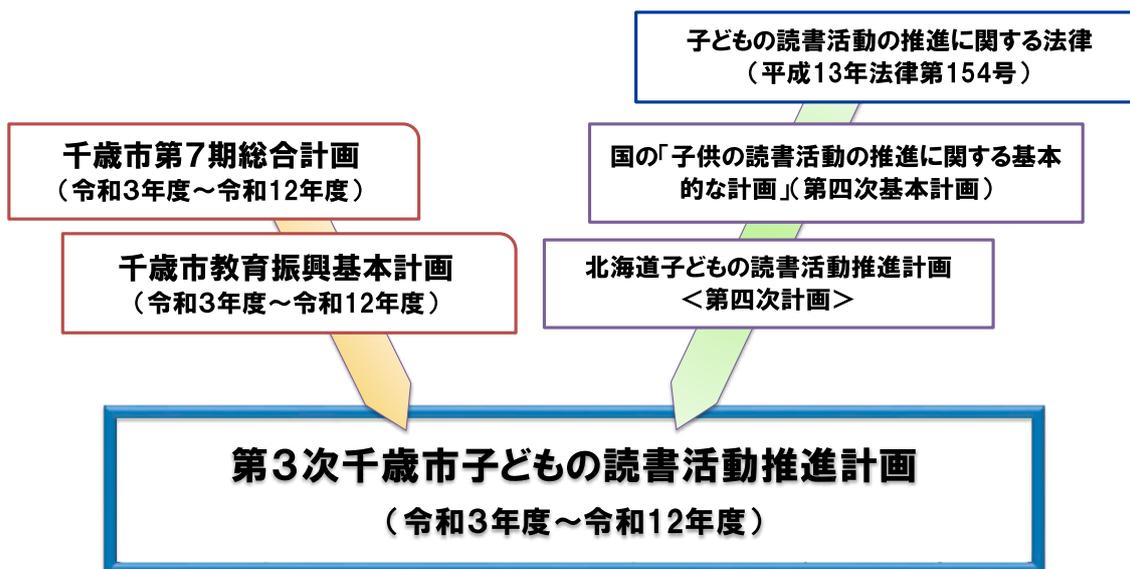
子どもは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。

また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や心理を求める態度が養われます。

第2次計画の計画期間は、令和2年度で終了しますが、今後においても本市における子どもの読書活動の推進を図るため「第3次千歳市子どもの読書活動推進計画」を策定し、計画のサブタイトルは、子どもたちの豊かな読書活動をはぐくむという第2次計画の期待を引き継ぎ「ちとせっ子読書プラン」とします。



2 計画の基本理念



第3次千歳市子どもの読書活動推進計画の基本理念は「子どもの読書活動の推進に関する法律^{※1}」及び「北海道子どもの読書活動推進計画^{※2}」の考えを踏まえ、「全ての子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校等の連携を促進し、積極的にその環境整備を進める」とし、本市のまちづくりの最上位計画である「千歳市第7期総合計画^{※3}」及び総合計画の個別計画として教育に関する施策を総合的に示す「千歳市教育振興基本計画^{※4}」と整合性を図り推進します。

3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

この計画における子どもの対象年齢は、0歳からおおむね18歳以下の者とし、発達段階に応じて家庭、認定こども園、幼稚園、保育所、小中学校、高等学校、図書館、児童館^{※5}、学童クラブ、総合保健センター、子育て支援センター^{※6}、ボランティア団体など異なる分野の施設や機関、団体などの連携協力によって推進することとします。

※1 子どもの読書活動の推進に関する法律：(基本理念)第2条：子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

※2 北海道子どもの読書活動推進計画の基本理念：北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

※3 千歳市第7期総合計画：千歳市の持続的な発展と市民生活の向上を目指すためのまちづくりの指針とする計画。計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間。

※4 千歳市教育振興基本計画：千歳市の教育目標や方向性を明らかにするとともに今日的な教育課題に対応するため教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的とした計画。計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間。

※5 児童館：児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つであり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設。

※6 子育て支援センター：主に乳幼児(0歳～就学前)を持つ親とその子どもが気軽に利用し、交流や育児相談ができる場、子育て情報の提供の場として支援活動を行う施設。

第2章 第2次計画の成果と課題

本市では、平成26年度から令和2年度までを計画期間とした第2次計画に基づき、家庭、地域、学校等と連携し、協力しながら、子どもの読書活動を推進する取組を進めてきました。

第2次計画では、3つの推進方向ごとに成果指標を設定し、計画の進捗状況について検証を行い、成果と課題をまとめました。



(1) 推進方向1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子育て支援センターなどでの読み聞かせのほか、4か月児健康診査時やこどもネウボラ※7の際に市立図書館の職員を派遣し、絵本の紹介やブックスタート事業を実施するなど、絵本を通じて赤ちゃんや保護者がふれあう場を提供するとともに赤ちゃんが本に親しむきっかけをつくるなど、子どもと保護者が絵本を楽しむことができる機会を提供することで読書に親しむきっかけづくりに努めました。また、広報紙やリーフレット※8等を活用して推薦図書や読書イベントの周知を行い、親子が積極的に読書活動に参加できるよう情報提供に努めたほか、読書活動を支援するボランティア団体の支援を行いました。

成果指標である「家や図書館で普段、1日当たり10分以上、読書をする児童生徒の割合」について、令和元年度の小学6年生は63.3パーセントと平成25年度以降で最も高い一方、中学3年生は51.6パーセントと最も低い結果となりました。児童生徒とも目標数値には達していないことから、子どもの読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るとともに、家庭での読書の習慣化を図る必要があります。

成果指標	学年	平成25年度 (標準値)	令和2年度 (目標値)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家や図書館で普段(月～金曜日)、1日当たり10分以上、読書をする児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査※9結果)	小6	59.7%	70.0% 以上	59.5% (▲0.2)	60.6% (1.1)	62.2% (1.6)	59.7% (▲2.5)	54.0% (▲5.7)	63.3% (9.3)
	中3	54.4%	60.0% 以上	57.6% (3.2)	55.3% (▲2.3)	53.9% (▲1.4)	52.5% (▲1.4)	56.5% (4.0)	51.6% (▲4.9)

※()の数字は前年度増減値

※7 こどもネウボラ: 妊娠期から子育て期まで、切れ目なく相談ができ、子育てサービスを利用しながら安心して地域で子育てすることを応援する仕組み。

※8 リーフレット: 宣伝、広告、案内、説明等のための1枚刷りの印刷物。

※9 全国学力・学習状況調査: 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることなどを目的として国が平成19年度から実施している調査。対象は小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒。

(2) 推進方向2 学校における子どもの読書活動の推進

小中学校では、朝読書^{※10}や調べ学習^{※11}などの取組を行ったほか、読み聞かせ^{※12}、ブックトーク^{※13}などの手法を活用した様々な読書活動を行い、児童生徒の読書活動の推進に努めました。

また、学校図書館が持つ「読書センター」「学習センター」及び「情報センター」の機能を発揮できるよう、教職員、学校図書ボランティア及び学校司書が連携・協力し、学校図書館の環境整備に努めました。

成果指標である「朝読書などの一斉読書の時間を設けている小中学校の割合」については、全校で一斉読書が行われており、目標値である100パーセントを達成しました。

今後についても、学校、ボランティア及び学校司書が連携し、引き続き読書活動の推進及び継続を図ることが重要です。

成果指標	学年	平成25年度 (標準値)	令和2年度 (目標値)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
「朝読書」などの一斉読書の時間を設けている小中学校の割合	小6	68.8%	100%	62.5% (▲6.3)	62.5% (±0)	87.5% (25.0)	87.5% (±0)	100% (12.5)	100%
	中3	87.5%	100%	100% (12.5)	100%	100%	100%	100%	100%

※()の数字は前年度増減値

(3) 推進方向3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館では、子どもを対象にした夏休み、冬休みの読書イベントを開催したほか、図書館まつりやおはなし会を実施するなど子どもが読書に親しむことができるよう機会と場所の提供に努めました。

また、赤ちゃんタイムなど子どもや保護者が読みたい本を自由に選び、気軽に利用し、読書の楽しみを知ることができる場所としての体制づくりを行いました。

成果指標である「市立図書館における、18歳以下の利用者の貸出冊数（年間1人当たり）」については、平成26年度以降で最も高い結果となりました。

今後についても、関係団体等と連携し市立図書館が子どもの読書活動の推進において積極的な役割を果たしていくことが重要です。

成果指標	平成24年度 (標準値)	令和2年度 (目標値)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市立図書館における、18歳以下の利用者の貸出冊数(年間1人当たり)	5.9冊	6.8冊 (年2%増)	6.2冊 (0.1)	6.3冊 (0.1)	6.4冊 (0.1)	6.6冊 (0.2)	6.7冊 (0.1)	6.7冊 (0.0)

※()の数字は前年度増減

※10 朝読書:学校で始業前の10分間、児童生徒や教職員全員が本を読む活動。その後の授業に対する集中力が養われると言われている。

※11 調べ学習:課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。

※12 読み聞かせ:本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館職員や保育士、教員が子どもに対して行う。

※13 ブックトーク:相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付け、複数の本を紹介すること。

第3章 第3次千歳市子どもの読書活動推進計画の全体像

第3次千歳市子どもの読書活動推進計画は、国及び北海道の動向、諸情勢の変化などを踏まえ、また、第2次計画における成果と課題を検証した上で、基本理念に基づき、家庭、地域、学校等を通じた『社会全体での子どもの読書活動の推進』を図るとともに、地域や学校図書館等における『読書環境の整備』に努め、社会全体で子どもの読書活動を進めます。

1 計画の全体構想

第3次千歳市子どもの読書活動推進計画の全体構想

【基本理念】

全ての子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校等の連携を促進し、積極的にその環境整備を進める。

社会全体での子どもの読書活動の推進

家庭

子どもの読書習慣の定着に向けた「家読(うちどく)」の推進

地域

読書活動の推進

読書活動の普及啓発

図書ボランティアの活用促進

学校等

読書活動の推進

学校活動の充実

読書活動の普及・啓発

読書環境の整備

地域

読書環境の整備

学校図書館等

小中学校図書館司書の適正配置

施設等の整備

資料等の整備

2 計画の推進体系

推進方向1		家庭、地域、学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進
施策1 家庭における読書活動の推進		
成果指標	家で、普段、1日当たり10分以上読書をしている児童生徒の割合	
主な取組	①絵本を通じて親子がふれあうブックスタート事業の実施	
	②絵本等の紹介による乳幼児期の読書機会の充実	
	③家読(うちどく)の積極的な推進	
施策2 地域における読書活動の推進		
成果指標	読書が好きな子どもの割合	
主な取組	①こどもネウボラ事業における読書活動の推進	
	②読書の楽しみを知るきっかけとなる読み聞かせの実施(図書ボランティアの活用促進)	
	③「子ども読書の日」のイベント開催及びポスターの配布・掲示による啓発	
	④図書ボランティアの育成活動を継承するための講座の開催	
	⑤図書館まつりの実施	
施策3 学校等における読書活動の推進		
成果指標	「朝読書」などの一斉読書の時間を設けている学校の割合	
	学校図書館における児童生徒1人当たりの年間貸出冊数	
主な取組	①朝読書などの読書活動の推進	
	②子どもが集まる施設でリーフレットやポスターを活用した情報発信	
	③小中学校における新刊図書、推奨図書などの展示	
	④高等学校で実施する読書活動の推進	
推進方向2		子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備
施策1 地域における読書環境の整備		
成果指標	市立図書館における18歳以下の利用者の貸出冊数(年間1人当たり)	
主な取組	①図書の団体貸出による利用の促進	
	②中学生、高校生向けの図書の充実	
	③図書館だよりの発行	
	④移動図書館車の運行	
	⑤子ども読書週間事業の実施	
	⑥障がいや発達に遅れのある子どもに対応した資料の整備・充実	
施策2 学校図書館等における読書環境の整備		
成果指標	学校図書館司書の配置人員	
主な取組	①学校図書館の整備と設備の充実	
	②学校図書館の地域開放	
	③学校図書館司書の配置の拡充	

(1) 推進方向1

家庭、地域、学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進



現状と課題

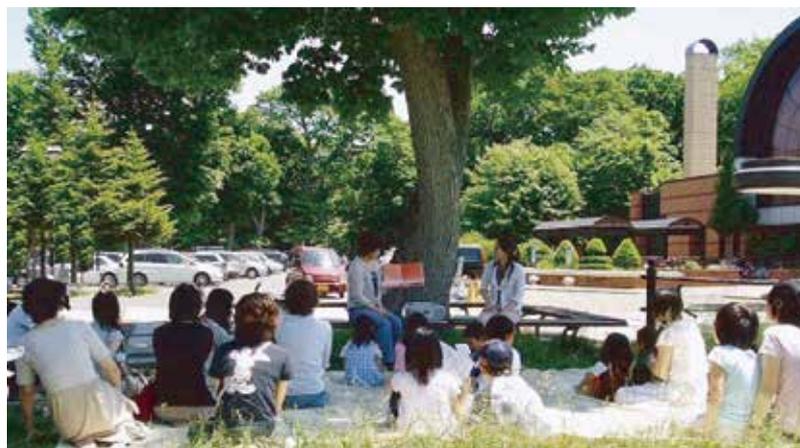
子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で読書活動を推進する取組を進める必要があります。

そのためには、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を明確にすることとともに、関係機関や団体等と連携し、相互に協力しつつ、子どもの発達段階に応じて多様な取組を進めていくことが重要です。

令和元年に全国の小学生、中学生、高校生を対象に行われた「第65回学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会及び毎日新聞社）によると、1か月に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は、小学生6.8パーセント、中学生12.5パーセント、高校生55.3パーセントという結果になっており、小学生と中学生の不読率は、中長期的には改善傾向にあるものの、高校生の不読率は依然として高く、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向が続いています。

また、近年の情報通信手段の普及により、児童生徒のスマートフォン^{※14}の利用率は年々増加しており、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきました。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）^{※15}など情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化により、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があり、国はこうした読書環境の変化に関する実態把握と分析などを行う必要があるとしています。



読み聞かせの様子

※14 スマートフォン：パソコンの機能を併せ持ち、インターネットとの親和性が高い多機能携帯電話。

※15 ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）：登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。友人同士や同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にする。

【施策 1】 家庭における読書活動の推進

施策の方向性

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されることから、読書活動が家庭において習慣となるよう、保護者が積極的に取り組むことが重要です。

家庭での読書活動を定着させるため、絵本の配布や読み聞かせなど、乳幼児期^{※16}からの読書活動の重要性を伝えながら、保護者が子どもの読書について考える機会の提供と就学後も引き続き、家庭での読書が習慣となるよう努めます。

推進に向けた主な取組	取組内容
①絵本を通じて親子がふれあうブックスタート事業の実施	総合保健センターにおいて実施する4か月児健康診査時等において、市立図書館司書 ^{※17} などが絵本を通じて赤ちゃんと保護者がふれあう時間を支援するとともに絵本をプレゼントし、赤ちゃんが本に親しむきっかけづくりを提供します。
②絵本等の紹介による乳幼児期の読書機会の充実	10か月児健康診査案内での絵本の紹介をはじめ、5歳児相談などにおいて、市立図書館の職員が選定した児童書・絵本等を自由に閲覧できるようにします。
③家読(うちどく) ^{※18} の積極的な推進	市教育委員会発行の「からふる」 ^{※19} や「マナビィ」 ^{※20} のほか、市の広報紙・ホームページなどで読書イベント等の情報発信を行い、親子での参加や家庭で読んだ本などについて話し合いをするなど、家族のコミュニケーションの推進を図ります。

目標値の設定

成果指標	令和元年度(現状値)	令和12年度(目標値)
家で、普段、1日当たり10分以上読書をしている児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査結果)	小6 63.3% 中3 51.6%	小6 80%以上 中3 70%以上

※16 乳幼児期: 歩けるようになり、片言が始める生後1歳又は1歳半頃までが乳児期で、以降、就学(6歳又は7歳)までが幼児期。

※17 図書館司書: 図書館で図書館資料の選択、分類、読書案内などを行う図書館法第4条で定める専門的職員。

※18 家読(うちどく): 家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組。

※19 からふる: 市教委が、千歳市の特色ある教育や学校の取組を広く紹介するために、年4回発行する季刊誌。

※20 マナビィ: 市教委が、児童・生徒の地域での体験活動の促進を図るために毎月発行する事業情報紙。

【施策2】 地域における読書活動の推進

施策の方向性

子どもの読書活動を一層充実させるためには、その意義と重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められます。

そのため、市立図書館が図書や読書活動に関する多くの情報を発信し、関係団体やボランティア等と連携して子どもの読書活動を推進するよう努めます。

推進に向けた主な取組	取組内容
①こどもネウボラ事業における読書活動の推進	こどもネウボラ(育児相談)実施日に会場となる総合保健センターに市立図書館の職員を派遣し、読み聞かせや絵本の紹介、貸出事業を実施します。
②読書の楽しみを知るきっかけとなる読み聞かせの実施(図書ボランティア ^{※21} の活用促進)	市立図書館や子育て支援センター(ちとせっこセンター、げんきっこセンター)で市立図書館や子育て支援センターの職員のほか、図書ボランティアなどによる読み聞かせやおはなし会を実施します。また、図書ボランティアの活動が継続するようボランティアの養成とボランティア団体との連携強化に努めます。
③「子ども読書の日 ^{※22} 」のイベント開催及びポスターの配布・掲示による啓発	読書が生活の一部となるよう、家庭における読み聞かせ、親子での読書イベントの参加や読書手帳を利用し、読んだ本の話し合いなど親子での読書活動に積極的に取り組むよう啓発します。
④図書ボランティアの育成活動を継承するための講座の開催	読書活動を支援するボランティアの育成活動を継承するため、講座などを通じてボランティアへの参加と養成に努めるとともにボランティア団体との連携を支援します。
⑤図書館まつり ^{※23} の実施	図書館に親しみ、楽しみながら読書の普及・推進を図るため、市民協働によるイベントを開催します。

目標値の設定

成果指標	令和元年度(現状値)	令和12年度(目標値)
読書が好きな子どもの割合(全国学力・学習状況調査結果/「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	小6 75.3% 中3 72.8%	小6 80%以上 中3 75%以上

※21 図書ボランティア:図書館、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、児童館等の地域の施設で、子どもに絵本などの読み聞かせや本の整理などを行う個人・団体。

※22 子ども読書の日:4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため「子どもの読書活動の推進に関する法律」で制定。

※23 図書館まつり:毎年7月頃に市立図書館で開催される読書の普及を図るため市民協働と連携したイベント。

【施策3】学校等における読書活動の推進

施策の方向性

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどを通して新たな世界に興味や関心を広げる時期であると言われており、認定こども園、幼稚園、保育所等では、子どもが様々な本に触れる機会を増やすことが望めます。

また、小学生・中学生・高校生期においては、学校図書館^{※24}における多様な読書活動を工夫して、子どもが多く言葉や多様な表現に触れ、新たな考え方に出会う読書の機会を充実させることが求められるとともに、授業や様々な教育活動を通して学校図書館を計画的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現や子どもの情報活用能力の育成を図ることが望めます。

そのため、読書や学習の時間を通して、多様なジャンルの図書に出会う機会を作ることなどにより学校等における読書活動の推進に努めます。

推進に向けた主な取組	取組内容
①朝読書などの読書活動の推進	各学校では、朝読書や調べ学習などの様々な読書活動を実践しており、今後においても、小中学校全校で読書活動の継続と充実に努めます。
②子どもが集まる施設でリーフレットやポスターを活用した情報発信	定期的な連絡会議の開催により学校図書館と市立図書館との連携を図り、市の広報紙等で読書イベントなどを周知するとともに、児童館など子どもが集まる施設でリーフレットやポスターを活用し、情報を発信します。
③小中学校における新刊図書、推奨図書などの展示	各学校において、学校図書館司書が市立図書館やボランティア等と連携を図り、新刊図書や推薦図書などの展示・紹介を行います。
④高等学校で実施する読書活動の推進	視野が広がり、興味・関心が多岐にわたる時期に、自らの生き方に大きな影響を与える本と出合うことができるよう、読書活動の普及と啓発に努めます。

目標値の設定

成果指標	令和元年度(現状値)	令和12年度(目標値)
「朝読書」などの一斉読書の時間を設けている学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
学校図書館における児童生徒1人当たりの年間貸出冊数	10.2冊	15冊以上

※24 学校図書館：小学校、中学校及び高等学校において、図書、視覚聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、これを児童・生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備。

(2) 推進方向2

子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備



現状と課題

子どもの読書習慣を形成するためには、子どもの発達各段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう読書環境の整備を進める必要があり、そのためには、子どもが読書の楽しさを知るきっかけをつくるとともに、読書活動の推進に向けた施設整備の検討や場所、機会の提供などを通じて、計画的に読書環境の整備を進めることが重要です。

また、子どもの自主的な読書活動には周囲の大人のサポートが重要であることから、教職員や図書館司書の研修の充実に努め、地域全体で子どもの読書活動の推進に取り組む必要があります。

市立図書館では、認定こども園や児童館、子育て支援センター、小中学校など、子どもたちが集まる施設に図書団体貸出^{※25}や移動図書館車を運行し図書の貸出しをしており、近年、18歳以下の市立図書館利用者の年間1人当たりの貸出冊数は、増加傾向にあります。

しかし、貸出人数および貸出冊数の総数は減少しており、貸出冊数が多い利用者は継続して市立図書館を利用している一方、貸出冊数の少ない利用者の図書館離れが進んでいる傾向があるため、中学生、高校生向けの図書の充実や団体貸出の利用の促進などによる読書環境の整備が必要です。



移動図書館「ブックくん」

※25 団体貸出:個人に対してではなく、学校、認定こども園、幼稚園、保育園、児童館などに対する貸出で、個人よりも多い冊数及び長い期間貸し出す制度。

【施策 1】 地域における読書環境の整備

施策の方向性

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読みたい本を自由に選び、読み聞かせ等の催しに参加しながら読書の楽しみを知ることができる読書環境を整備する必要があります。そのため、学校や市立図書館等が利用の実態を踏まえ、読書活動の推進に向けた場所や機会を提供することにより、望ましい読書環境づくりに努め、それぞれが相互に連携することで、より効果的な機会を提供します。

推進に向けた主な取組	取組内容
①図書への団体貸出による利用の促進	市立図書館が学校、認定こども園、幼稚園、保育所、児童館等の子どもたちが集まる施設に図書への団体貸出しを行い、読書活動の支援を行います。
②中学生、高校生向けの図書の充実	読書離れが顕在化している世代に対しての啓発活動や図書の充実に努めます。
③図書館だよりの発行	学校、家庭、地域に対し、パンフレットやリーフレットを通じて、毎月、積極的に推薦図書の紹介に努めます。
④移動図書館車の運行	市内42地点に設置したステーションを移動図書館「ブックくん」※26が巡回し、地域住民の利用サービスの向上に努めます。
⑤子ども読書週間※27事業の実施	市立図書館では子ども読書週間のほか、夏休み・冬休みの「子どもの読書推進事業」を継続して実施し、図書館へ足を向けるきっかけづくりなど、子どもの読書活動の啓発に努めます。
⑥障がいや発達に遅れのある子どもに対応した資料の整備・充実	市立図書館では、障がいの状態に応じた選書のほか、書架や動線などの環境の工夫により、障がいのある子どもの読書活動の支援に努めます。また、総合福祉センター点字図書室における点訳本や点訳絵本、デージー図書(録音図書)※28の充実に努めます。

目標値の設定

成果指標	令和元年度(現状値)	令和12年度(目標値)
市立図書館における18歳以下の利用者の貸出冊数(年間1人当たり)	6.7冊	8冊以上

※26 移動図書館「ブックくん」:書籍などの資料と職員を乗せ、子育て支援センター、児童館等のほか、図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して図書館のサービスを提供している移動図書館車。

※27 子ども読書週間:4月23日～5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に社団法人読書推進運動協議会が制定。

※28 デージー図書(録音図書):視覚障がいなどで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。

【施策2】 学校図書館等における読書環境の整備

施策の方向性

認定こども園、幼稚園、保育所等においては、乳幼児が様々な本と出会うことのできるよう読書環境を整備することが重要となります。

また、学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能や児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにし、その理解を深めたりする「学習センター」としての機能のほか、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有していることから、これらが機能を発揮することができるよう十分な資料を備え、子どもが活用しやすい環境を整備するとともに、学校図書館司書^{※29}が学校図書館の運営に携わり、学校図書館の環境づくりを推進することが重要となります。

推進に向けた主な取組	取組内容
①学校図書館の整備と設備の充実	国が定める学校図書館図書標準 ^{※30} に基づき蔵書 ^{※31} を整備するとともに、市立図書館の団体貸出を活用するなど、学級文庫 ^{※32} や調べ学習用図書の充実に努めます。また、安全面や使いやすさなどに配慮した書架 ^{※33} などの設備の充実に努めます。
②学校図書館の地域開放	地域の子どもの読書活動を盛んにし、また、読書を通じて子どもと大人の交流の場を広げ地域社会の教育力の向上に役立てることに努めます。
③学校図書館司書の配置の拡充	学校図書館の機能を強化し、子どもたちの読書への興味や関心を向上させ、読書活動や学習活動を促進するため、子どもの発達段階に応じた適正な選書 ^{※34} アドバイスなどを行う専門的な知識・技能を持った学校図書館司書について、学校図書館整備等5か年計画 ^{※35} の配置人数を目標とし、更なる配置拡充に努めます。

目標値の設定

成果指標	令和元年度(現状値)	令和12年度(目標値)
学校図書館司書の配置人員	2校に1人	1.5校に1人以上

※29 学校図書館司書:小中学校の図書館で司書教諭を補佐して、図書資料の受入れ、装備、保存整理・修繕及び図書資料の目録・索引の作成など、学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務に従事する専門職員。

※30 学校図書館図書標準:公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に制定。

※31 蔵書:書物を所蔵していること。また、その書物。

※32 学級文庫:児童・生徒が利用するために、学級内に備えられた本。

※33 書架:本を並べて置く棚。

※34 選書:図書館で受け入れる本の選択をすること。

※35 学校図書館整備等5か年計画:平成29年度からの5か年で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校図書館司書の配置拡充を図る国の計画。

資料編

子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成 13 年 12 月 12 日号法律第 154 号〕

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は前条の、基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

千歳市子どもの読書活動推進計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に基づき、千歳市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、千歳市子どもの読書活動推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 推進計画の策定に関する事項
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 策定会議は、庁内の関係部署の中から教育長が指名するものとし、別紙に定める委員をもって構成する。

2 委員の任期は、指名の日から推進計画の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定会議には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育部長、副委員長には教育部次長をもってあてる。

3 委員長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 策定会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育部文化施設課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

第3次千歳市子どもの読書活動推進計画策定会議委員名簿

役 職	所 属	氏 名
委員長	教育委員会 教育部長	千 田 義 彦
副委員長	教育委員会 教育部次長	村 井 安 之
委 員	教育委員会 教育部学校指導室長	椿 野 次 雄
委 員	教育委員会 教育部企画総務課長	浅 野 浩 司
委 員	教育委員会 教育部学校教育課長	高 橋 裕 輔
委 員	教育委員会 教育部青少年課長	廣 瀬 誠
委 員	教育委員会 教育部生涯学習課長	小野寺 康 広
委 員	教育委員会 教育部文化施設課長	北 村 昌 樹
委 員	保健福祉部次長（保健担当）兼母子保健課長	山 谷 奈 奈 子
委 員	保健福祉部障がい者支援課長	新 谷 正
委 員	こども福祉部こども政策課長	林 宏 明
委 員	こども福祉部子育て総合支援センター長	磯 部 由 起 子

第3次千歳市子どもの読書活動推進計画策定経過

日 程	会 議 等	内 容 等
令和2年7月29日	策定に関する内部会議	計画策定方法等協議
8月6日	策定に関する内部会議	計画策定方法等協議
8月7日	社会教育委員正副委員長打合せ	計画策定について説明
9月16日	第1回策定会議	計画策定・全体構想などについての説明
10月28日	教育委員会会議	計画策定基本方針などの説明
10月30日	社会教育委員の会議	計画策定基本方針などの説明
11月9日	第2回策定会議	計画素案策定についての審議
11月30日～ 12月14日	関係機関意見聴取	市内小中学校・高等学校、認定こども園、幼稚園、関係団体などから計画素案に対する意見を聴取
12月17日	策定に関する内部会議	計画素案の調整
令和3年1月14日	第3回策定会議（書面）	関係機関からの意見審議、計画案策定
2月1日	千歳市教育振興基本計画策定会議	計画案の説明
2月19日	教育委員会会議	計画決定
3月29日	社会教育委員の会議	計画決定報告

第3次千歳市子どもの読書活動推進計画

令和3年3月発行

千歳市教育委員会教育部文化施設課

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

TEL (0123) 24-3131

Eメール bunkashisetsu@city.chitose.lg.jp